

◇大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の一部を改正する規則

- 1 中学校の適正規模の確保について定めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(教育委員会事務局総務部学事課)